

2021年度 松山大学法学部入学試験  
【指定校推薦型・学校推薦型・スポーツ専願型選抜】

◆小論文◆ (60分、800字以内)

【問題】

1999（平成11）年6月23日に、「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とする男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。この法律において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。現在の日本における男女共同参画社会の実現度を100点満点で点数化し、その点数を付けた理由を800字以内で説明してください。なお、あなたが何点をつけたかは、採点に影響しません。